

**令和元年度
—公共測量— 作業規程の準則の改正**

第1編 総則

新旧対照表

第1編 総則

改正案	現行（平成28年3月31日改正）	コメント
<p style="text-align: right;">平成20年3月31日 国土交通省告示第413号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十四条の規定に基づき、作業規程の準則（昭和二十六年建設省告示第八百号）の全部を改正したので、その関係書類は、国土交通省国土地理院（茨城県つくば市北郷一番）に備え置いて閲覧に供する。 平成二十年三月三十一日 国土交通大臣 冬柴 鐵三</p> </div> <p>制定 昭和26年8月25日 建設省告示 第800号 全部改正 平成20年3月31日 国土交通省告示 第413号 一部改正 平成23年3月31日 国土交通省告示 第334号 一部改正 平成25年3月29日 国土交通省告示 第286号 一部改正 平成28年3月31日 国土交通省告示 第565号 <u>一部改正 令和 年 月 日 国土交通省告示 第 号</u></p> <h2 style="text-align: center;">作業規程の準則</h2>	<p style="text-align: right;">平成20年3月31日 国土交通省告示第413号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十四条の規定に基づき、作業規程の準則（昭和二十六年建設省告示第八百号）の全部を改正したので、その関係書類は、国土交通省国土地理院（茨城県つくば市北郷一番）に備え置いて閲覧に供する。 平成二十年三月三十一日 国土交通大臣 冬柴 鐵三</p> </div> <p>制定 昭和26年8月25日 建設省告示 第800号 全部改正 平成20年3月31日 国土交通省告示 第413号 一部改正 平成23年3月31日 国土交通省告示 第334号 一部改正 平成25年3月29日 国土交通省告示 第286号 一部改正 平成28年3月31日 国土交通省告示 第565号</p> <h2 style="text-align: center;">作業規程の準則</h2>	
<p style="text-align: center;">作業規程の準則目次</p> <p>第1編 総則（第1条—第17条） 第2編 基準点測量 第1章 通則 第1節 要旨（第18条・第19条） 第2節 製品仕様書の記載事項（第20条） 第2章 基準点測量 第1節 要旨（第21条—第24条） 第2節 作業計画（第25条） 第3節 選点（第26条—第30条） 第4節 測量標の設置（第31条—第33条） 第5節 観測（第34条—第39条） 第6節 計算（第40条—第43条） 第7節 品質評価（第44条） 第8節 成果等の整理（第45条・第46条） 第3章 <u>レベル等による水準測量</u> 第1節 要旨（第47条—第51条） 第2節 作業計画（第52条） 第3節 選点（第53条—第57条） 第4節 測量標の設置（第58条—第60条） 第5節 観測（第61条—第66条） 第6節 計算（第67条—第70条） 第7節 品質評価（第71条） 第8節 成果等の整理（第72条・第73条） 第4章 <u>G N S S測量機による水準測量</u> 第1節 <u>要旨（第74条—第77条）</u> 第2節 <u>作業計画（第78条）</u> 第3節 <u>選点（第79条—第83条）</u> 第4節 <u>測量標の設置（第84条—第86条）</u> 第5節 <u>観測（第87条—第92条）</u></p>	<p style="text-align: center;">作業規程の準則目次</p> <p>第1編 総則（第1条—第17条） 第2編 基準点測量 第1章 通則 第1節 要旨（第18条・第19条） 第2節 製品仕様書の記載事項（第20条） 第2章 基準点測量 第1節 要旨（第21条—第24条） 第2節 作業計画（第25条） 第3節 選点（第26条—第30条） 第4節 測量標の設置（第31条—第33条） 第5節 観測（第34条—第39条） 第6節 計算（第40条—第43条） 第7節 品質評価（第44条） 第8節 成果等の整理（第45条・第46条） 第3章 <u>水準測量</u> 第1節 要旨（第47条—第51条） 第2節 作業計画（第52条） 第3節 選点（第53条—第57条） 第4節 測量標の設置（第58条—第60条） 第5節 観測（第61条—第66条） 第6節 計算（第67条—第70条） 第7節 品質評価（第71条） 第8節 成果等の整理（第72条・第73条）</p>	<p>表現の変更</p> <p>追加 以下章番号、条番号 繰り下げ</p>

第6節 計算 (第93条—第96条)
第7節 品質評価 (第97条)
第8節 成果等の整理 (第98条・第99条)
第5章 復旧測量 (第100条—第103条)
第3編 地形測量及び写真測量
第1章 通則
第1節 要旨 (第104条)
第2節 製品仕様書の記載事項 (第105条・第106条)
第3節 測量方法 (第107条)
第4節 図式 (第108条)
第2章 現地測量
第1節 要旨 (第109条—第113条)
第2節 作業計画 (第114条)
第3節 基準点の設置 (第115条)
第4節 細部測量(第116条)
第1款 TS点の設置 (第117条—第120条)
第2款 地形、地物等の測定 (第121条—第124条)
第5節 数値編集 (第125条・第126条)
第6節 補備測量 (第127条)
第7節 数値地形図データファイルの作成 (第128条)
第8節 品質評価 (第129条)
第9節 成果等の整理 (第130条・第131条)
第3章 地上レーザ測量
第1節 要旨 (第132条—第135条)
第2節 作業計画 (第136条)
第3節 標定点の設置 (第137条—第141条)
第4節 地上レーザ観測 (第142条—第148条)
第5節 現地調査 (第149条—第152条)
第6節 数値図化 (第153条—第160条)
第7節 数値編集 (第161条・第162条)
第8節 補測編集 (第163条—第165条)
第9節 数値地形図データファイルの作成 (第166条)
第10節 品質評価 (第167条)
第11節 成果等の整理 (第168条・第169条)
第4章 車載写真レーザ測量
第1節 要旨 (第170条—第172条)
第2節 作業計画 (第173条)
第3節 調整点の設置 (第174条—第177条)
第4節 移動取得及びデータ処理
第1款 移動取得 (第178条—第184条)
第2款 データ処理 (第185条—第194条)
第5節 数値図化 (第195条—第202条)
第6節 現地補測 (第203条—第206条)
第7節 数値編集 (第207条—第209条)
第8節 数値地形図データファイルの作成 (第210条)
第9節 品質評価 (第211条)
第10節 成果等の整理 (第212条・第213条)
第5章 UAV写真測量
第1節 要旨 (第214条—第216条)
第2節 作業計画 (第217条)
第3節 標定点の設置 (第218条—第223条)
第4節 撮影 (第224条—第233条)
第5節 空中三角測量 (第234条—第238条)
第6節 現地調査 (第239条—第242条)
第7節 数値図化 (第243条)
第8節 数値編集 (第244条)

第4章 復旧測量 (第74条—第77条)
第3編 地形測量及び写真測量
第1章 通則
第1節 要旨 (第78条)
第2節 製品仕様書の記載事項 (第79条・第80条)
第3節 測量方法 (第81条)
第4節 図式 (第82条)
第2章 現地測量
第1節 要旨 (第83条—第87条)
第2節 作業計画 (第88条)
第3節 基準点の設置 (第89条)
第4節 細部測量(第90条)
第1款 TS点の設置 (第91条—第94条)
第2款 地形、地物等の測定 (第95条—第98条)
第5節 数値編集 (第99条・第100条)
第6節 補備測量 (第101条)
第7節 数値地形図データファイルの作成 (第102条)
第8節 品質評価 (第103条)
第9節 成果等の整理 (第104条・第105条)

第3章 車載写真レーザ測量
第1節 要旨 (第106条—第108条)
第2節 作業計画 (第109条)
第3節 調整点の設置 (第110条—第113条)
第4節 移動取得及びデータ処理
第1款 移動取得 (第114条—第120条)
第2款 データ処理 (第121条—第130条)
第5節 数値図化 (第131条—第138条)
第6節 現地補測 (第139条—第142条)
第7節 数値編集 (第143条—第145条)
第8節 数値地形図データファイルの作成 (第146条)
第9節 品質評価 (第147条)
第10節 成果等の整理 (第148条・第149条)

追加
以下章番号、条番号
繰り下げ

追加
以下章番号、条番号
繰り下げ

<p> <u>第9節 補測編集 (第245条)</u> <u>第10節 数値地形図データファイルの作成 (第246条)</u> <u>第11節 品質評価 (第247条)</u> <u>第12節 成果等の整理 (第248条・第249条)</u> 第6章 空中写真測量 第1節 要旨 (<u>第250条—第252条</u>) 第2節 作業計画 (<u>第253条</u>) 第3節 標定点の設置 (<u>第254条—第257条</u>) 第4節 対空標識の設置 (<u>第258条—第263条</u>) 第5節 撮影 第1款 要旨 (<u>第264条</u>) 第2款 機材 (<u>第265条—第267条</u>) 第3款 撮影 (<u>第268条—第275条</u>) 第4款 GNSS/IMUデータ処理 (<u>第276条—278条</u>) 第5款 フィルムの処理 (<u>第279条—287条</u>) 第6款 数値写真の統合処理 (<u>第288条・第289条</u>) 第7款 数値写真の整理 (<u>第290条—第292条</u>) 第8款 品質評価 (<u>第293条</u>) 第9款 成果等の整理 (<u>第294条・第295条</u>) 第6節 同時調整 (<u>第296条—第304条</u>) 第7節 現地調査 (<u>第305条—第310条</u>) 第8節 数値図化 (<u>第311条—第323条</u>) 第9節 数値編集 (<u>第324条—第329条</u>) 第10節 補測編集 (<u>第330条—第334条</u>) 第11節 数値地形図データファイルの作成 (<u>第335条</u>) 第12節 品質評価 (<u>第336条</u>) 第13節 成果等の整理 (<u>第337条・第338条</u>) 第7章 既成図数値化 第1節 要旨 (<u>第339条—第342条</u>) 第2節 作業計画 (<u>第343条</u>) 第3節 計測用基図作成 (<u>第344条・第345条</u>) 第4節 計測 (<u>第346条—第349条</u>) 第5節 数値編集 (<u>第350条—第352条</u>) 第6節 数値地形図データファイルの作成 (<u>第353条</u>) 第7節 品質評価 (<u>第354条</u>) 第8節 成果等の整理 (<u>第355条・第356条</u>) 第8章 修正測量 第1節 要旨 (<u>第357条—第360条</u>) 第2節 作業計画 (<u>第361条</u>) 第3節 予察 (<u>第362条</u>) 第4節 修正数値図化 <u>第1款 TS等を用いる修正数値図化 (第363条・第364条)</u> <u>第2款 キネマティック法による修正数値図化 (第365条・第366条)</u> <u>第3款 RTK法による修正数値図化 (第367条・第368条)</u> <u>第4款 ネットワーク型RTK法による修正数値図化 (第369条・第370条)</u> <u>第5款 地上レーザ測量による修正数値図化 (第371条・第372条)</u> <u>第6款 車載写真レーザ測量による修正数値図化 (第373条・第374条)</u> <u>第7款 UAV写真測量による修正数値図化 (第375条・第376条)</u> <u>第8款 空中写真測量による修正数値図化 (第377条・第378条)</u> <u>第9款 既成図を用いる方法による修正数値図化 (第379条—第381条)</u> <u>第10款 他の既成データを用いる方法による修正数値図化 (第382条—第384条)</u> 第5節 現地調査 (<u>第385条</u>) 第6節 修正数値編集 (<u>第386条—第388条</u>) 第7節 数値地形図データファイルの更新 (<u>第389条</u>) </p>	<p> 第4章 空中写真測量 第1節 要旨 (<u>第150条—第152条</u>) 第2節 作業計画 (<u>第153条</u>) 第3節 標定点の設置 (<u>第154条—第157条</u>) 第4節 対空標識の設置 (<u>第158条—第163条</u>) 第5節 撮影 第1款 要旨 (<u>第164条</u>) 第2款 機材 (<u>第165条—第167条</u>) 第3款 撮影 (<u>第168条—第175条</u>) 第4款 GNSS/IMUデータ処理 (<u>第176条—178条</u>) 第5款 フィルムの処理 (<u>第179条—187条</u>) 第6款 数値写真の統合処理 (<u>第188条・第189条</u>) 第7款 数値写真の整理 (<u>第190条—第192条</u>) 第8款 品質評価 (<u>第193条</u>) 第9款 成果等の整理 (<u>第194条・第195条</u>) 第6節 同時調整 (<u>第196条—第204条</u>) 第7節 現地調査 (<u>第205条—第210条</u>) 第8節 数値図化 (<u>第211条—第223条</u>) 第9節 数値編集 (<u>第224条—第229条</u>) 第10節 補測編集 (<u>第230条—第234条</u>) 第11節 数値地形図データファイルの作成 (<u>第235条</u>) 第12節 品質評価 (<u>第236条</u>) 第13節 成果等の整理 (<u>第237条・第238条</u>) 第5章 既成図数値化 第1節 要旨 (<u>第239条—第242条</u>) 第2節 作業計画 (<u>第243条</u>) 第3節 計測用基図作成 (<u>第244条・第245条</u>) 第4節 計測 (<u>第246条—第249条</u>) 第5節 数値編集 (<u>第250条—第252条</u>) 第6節 数値地形図データファイルの作成 (<u>第253条</u>) 第7節 品質評価 (<u>第254条</u>) 第8節 成果等の整理 (<u>第255条・第256条</u>) 第6章 修正測量 第1節 要旨 (<u>第257条—第260条</u>) 第2節 作業計画 (<u>第261条</u>) 第3節 予察 (<u>第262条</u>) 第4節 修正数値図化 <u>第1款 空中写真測量による修正数値図化 (第263条・第264条)</u> <u>第2款 車載写真レーザ測量による修正数値図化 (第265条・第266条)</u> <u>第3款 TS等を用いる修正数値図化 (第267条・第268条)</u> <u>第4款 キネマティック法による修正数値図化 (第269条・第270条)</u> <u>第5款 RTK法による修正数値図化 (第271条・第272条)</u> <u>第6款 ネットワーク型RTK法による修正数値図化 (第273条・第274条)</u> <u>第7款 既成図を用いる方法による修正数値図化 (第275条—第277条)</u> <u>第8款 他の既成データを用いる方法による修正数値図化 (第278条—第280条)</u> 第5節 現地調査 (<u>第281条</u>) 第6節 修正数値編集 (<u>第282条—第284条</u>) 第7節 数値地形図データファイルの更新 (<u>第285条</u>) </p>	<p> 修正方法 の規定順 変更 款番号の 変更 款の追加 款番号の 変更 </p>
--	---	---

<p>第8節 品質評価 (第390条)</p> <p>第9節 成果等の整理 (第391条・第392条)</p> <p>第9章 写真地図作成</p> <p>第1節 要旨 (第393条—第397条)</p> <p>第2節 作業計画 (第398条・第399条)</p> <p>第3節 数値地形モデルの作成 (第400条—第405条)</p> <p>第4節 正射変換 (第406条・第407条)</p> <p>第5節 モザイク (第408条—第410条)</p> <p>第6節 写真地図データファイルの作成 (第411条・第412条)</p> <p>第7節 品質評価 (第413条)</p> <p>第8節 成果等の整理 (第414条・第415条)</p> <p>第10章 航空レーザ測量</p> <p>第1節 要旨 (第416条—第418条)</p> <p>第2節 作業計画 (第419条)</p> <p>第3節 固定局の設置 (第420条・第421条)</p> <p>第4節 航空レーザ計測 (第422条—第426条)</p> <p>第5節 調整用基準点の設置 (第427条・第428条)</p> <p>第6節 三次元計測データの作成 (第429条—第436条)</p> <p>第7節 オリジナルデータの作成 (第437条・第438条)</p> <p>第8節 グラウンドデータの作成 (第439条—第443条)</p> <p>第9節 グリッドデータの作成 (第444条—第446条)</p> <p>第10節 等高線データの作成 (第447条・第448条)</p> <p>第11節 数値地形図データファイルの作成 (第449条)</p> <p>第12節 品質評価 (第450条)</p> <p>第13節 成果等の整理 (第451条・第452条)</p> <p>第11章 地図編集</p> <p>第1節 要旨 (第453条—第457条)</p> <p>第2節 作業計画 (第458条)</p> <p>第3節 資料収集及び整理 (第459条)</p> <p>第4節 編集原稿データの作成 (第460条・第461条)</p> <p>第5節 数値編集 (第462条—第464条)</p> <p>第6節 数値地形図データファイルの作成 (第465条)</p> <p>第7節 品質評価 (第466条)</p> <p>第8節 成果等の整理 (第467条・第468条)</p> <p>第12章 基盤地図情報の作成</p> <p>第1節 要旨 (第469条)</p> <p>第2節 基盤地図情報の作成方法 (第470条)</p> <p>第3節 既存の測量成果等の編集による基盤地図情報の作成 (第471条・第472条)</p> <p>第4節 作業計画 (第473条)</p> <p>第5節 既存の測量成果等の収集及び整理 (第474条)</p> <p>第6節 基盤地図情報を含む既存の測量成果等の調整 (第475条—第478条)</p> <p>第7節 基盤地図情報項目の抽出 (第479条)</p> <p>第8節 品質評価 (第480条)</p> <p>第9節 成果等の整理 (第481条・第482条)</p> <p>第4編 三次元点群測量</p> <p>第1章 通則</p> <p>第1節 要旨 (第483条)</p> <p>第2節 製品仕様書の記載事項 (第484条)</p> <p>第3節 測量方法 (第485条)</p> <p>第2章 地上レーザ点群測量</p> <p>第1節 要旨 (第486条・第487条)</p> <p>第2節 作業計画 (第488条)</p> <p>第3節 標定点の設置 (第489条—第493条)</p> <p>第4節 地上レーザ観測 (第494条—第501条)</p> <p>第5節 三次元点群データ編集 (第502条—第505条)</p> <p>第6節 三次元点群データファイルの作成 (第506条)</p>	<p>第8節 品質評価 (第286条)</p> <p>第9節 成果等の整理 (第287条・第288条)</p> <p>第7章 写真地図作成</p> <p>第1節 要旨 (第289条—第293条)</p> <p>第2節 作業計画 (第294条・第295条)</p> <p>第3節 数値地形モデルの作成 (第296条—第301条)</p> <p>第4節 正射変換 (第302条・第303条)</p> <p>第5節 モザイク (第304条—第306条)</p> <p>第6節 写真地図データファイルの作成 (第307条・第308条)</p> <p>第7節 品質評価 (第309条)</p> <p>第8節 成果等の整理 (第310条・第311条)</p> <p>第8章 航空レーザ測量</p> <p>第1節 要旨 (第312条—第314条)</p> <p>第2節 作業計画 (第315条)</p> <p>第3節 固定局の設置 (第316条・第317条)</p> <p>第4節 航空レーザ計測 (第318条—第322条)</p> <p>第5節 調整用基準点の設置 (第323条・第324条)</p> <p>第6節 三次元計測データの作成 (第325条—第332条)</p> <p>第7節 オリジナルデータの作成 (第333条・第334条)</p> <p>第8節 グラウンドデータの作成 (第335条—第339条)</p> <p>第9節 グリッドデータの作成 (第340条—第342条)</p> <p>第10節 等高線データの作成 (第343条・第344条)</p> <p>第11節 数値地形図データファイルの作成 (第345条)</p> <p>第12節 品質評価 (第346条)</p> <p>第13節 成果等の整理 (第347条・第348条)</p> <p>第9章 地図編集</p> <p>第1節 要旨 (第349条—第353条)</p> <p>第2節 作業計画 (第354条)</p> <p>第3節 資料収集及び整理 (第355条)</p> <p>第4節 編集原稿データの作成 (第356条・第357条)</p> <p>第5節 編集 (第358条—第360条)</p> <p>第6節 数値地形図データファイルの作成 (第361条)</p> <p>第7節 品質評価 (第362条)</p> <p>第8節 成果等の整理 (第363条・第364条)</p> <p>第10章 基盤地図情報の作成</p> <p>第1節 要旨 (第365条)</p> <p>第2節 基盤地図情報の作成方法 (第366条)</p> <p>第3節 既存の測量成果等の編集による基盤地図情報の作成 (第367条・第368条)</p> <p>第4節 作業計画 (第369条)</p> <p>第5節 既存の測量成果等の収集及び整理 (第370条)</p> <p>第6節 基盤地図情報を含む既存の測量成果等の調整 (第371条—第374条)</p> <p>第7節 基盤地図情報項目の抽出 (第375条)</p> <p>第8節 品質評価 (第376条)</p> <p>第9節 成果等の整理 (第377条・第378条)</p>	<p>表現の変更</p> <p>編の追加 以下編番号繰り下げ</p>
--	---	--

[第7節 品質評価 \(第507条\)](#)

[第8節 成果等の整理 \(第508条・第509条\)](#)

[第3章 UAV写真点群測量](#)

[第1節 要旨 \(第510条・第511条\)](#)

[第2節 作業計画 \(第512条\)](#)

[第3節 標定点及び検証点の設置 \(第513条—第517条\)](#)

[第4節 撮影 \(第518条—第526条\)](#)

[第5節 三次元形状復元計算 \(第527条—第530条\)](#)

[第6節 三次元点群データ編集 \(第531条—第533条\)](#)

[第7節 三次元点群データファイルの作成 \(第534条\)](#)

[第8節 品質評価 \(第535条\)](#)

[第9節 成果等の整理 \(第536条・第537条\)](#)

第5編 応用測量

第1章 通則

[第1節 要旨 \(第538条—第544条\)](#)

[第2節 製品仕様書の記載事項 \(第545条\)](#)

第2章 路線測量

[第1節 要旨 \(第546条・第547条\)](#)

[第2節 作業計画 \(第548条\)](#)

[第3節 線形決定 \(第549条—第551条\)](#)

[第4節 中心線測量 \(第552条—第554条\)](#)

[第5節 仮BM設置測量 \(第555条—第557条\)](#)

[第6節 縦断測量 \(第558条・第559条\)](#)

[第7節 横断測量 \(第560条・第561条\)](#)

[第8節 詳細測量 \(第562条・第563条\)](#)

[第9節 用地幅杭設置測量 \(第564条—第566条\)](#)

[第10節 品質評価 \(第567条\)](#)

[第11節 成果等の整理 \(第568条・第569条\)](#)

第3章 河川測量

[第1節 要旨 \(第570条・第571条\)](#)

[第2節 作業計画 \(第572条\)](#)

[第3節 距離標設置測量 \(第573条・第574条\)](#)

[第4節 水準基標測量 \(第575条・第576条\)](#)

[第5節 定期縦断測量 \(第577条・第578条\)](#)

[第6節 定期横断測量 \(第579条・第580条\)](#)

[第7節 深淺測量 \(第581条・第582条\)](#)

[第8節 法線測量 \(第583条・第584条\)](#)

[第9節 海浜測量及び汀線測量 \(第585条・第586条\)](#)

[第10節 品質評価 \(第587条\)](#)

[第11節 成果等の整理 \(第588条・第589条\)](#)

第4章 用地測量

[第1節 要旨 \(第590条・第591条\)](#)

[第2節 作業計画 \(第592条\)](#)

[第3節 資料調査 \(第593条—第598条\)](#)

[第4節 復元測量 \(第599条・第600条\)](#)

[第5節 境界確認 \(第601条・第602条\)](#)

[第6節 境界測量 \(第603条—第607条\)](#)

[第7節 境界点間測量 \(第608条・第609条\)](#)

[第8節 面積計算 \(第610条・第611条\)](#)

[第9節 用地実測図データファイルの作成 \(第612条・第613条\)](#)

[第10節 用地平面図データファイルの作成 \(第614条・第615条\)](#)

[第11節 品質評価 \(第616条\)](#)

[第12節 成果等の整理 \(第617条・第618条\)](#)

第5章 その他の応用測量

[第1節 要旨 \(第619条\)](#)

[第2節 作業計画 \(第620条\)](#)

第4編 応用測量

第1章 通則

[第1節 要旨 \(第379条—第385条\)](#)

[第2節 製品仕様書の記載事項 \(第386条\)](#)

第2章 路線測量

[第1節 要旨 \(第387条・第388条\)](#)

[第2節 作業計画 \(第389条\)](#)

[第3節 線形決定 \(第390条—第392条\)](#)

[第4節 中心線測量 \(第393条—第395条\)](#)

[第5節 仮BM設置測量 \(第396条—第398条\)](#)

[第6節 縦断測量 \(第399条・第400条\)](#)

[第7節 横断測量 \(第401条・第402条\)](#)

[第8節 詳細測量 \(第403条・第404条\)](#)

[第9節 用地幅杭設置測量 \(第405条—第407条\)](#)

[第10節 品質評価 \(第408条\)](#)

[第11節 成果等の整理 \(第409条・第410条\)](#)

第3章 河川測量

[第1節 要旨 \(第411条・第412条\)](#)

[第2節 作業計画 \(第413条\)](#)

[第3節 距離標設置測量 \(第414条・第415条\)](#)

[第4節 水準基標測量 \(第416条・第417条\)](#)

[第5節 定期縦断測量 \(第418条・第419条\)](#)

[第6節 定期横断測量 \(第420条・第421条\)](#)

[第7節 深淺測量 \(第422条・第423条\)](#)

[第8節 法線測量 \(第424条・第425条\)](#)

[第9節 海浜測量及び汀線測量 \(第426条・第427条\)](#)

[第10節 品質評価 \(第428条\)](#)

[第11節 成果等の整理 \(第429条・第430条\)](#)

第4章 用地測量

[第1節 要旨 \(第431条・第432条\)](#)

[第2節 作業計画 \(第433条\)](#)

[第3節 資料調査 \(第434条—第439条\)](#)

[第4節 復元測量 \(第440条・第441条\)](#)

[第5節 境界確認 \(第442条・第443条\)](#)

[第6節 境界測量 \(第444条—第448条\)](#)

[第7節 境界点間測量 \(第449条・第450条\)](#)

[第8節 面積計算 \(第451条・第452条\)](#)

[第9節 用地実測図データファイルの作成 \(第453条・第454条\)](#)

[第10節 用地平面図データファイルの作成 \(第455条・第456条\)](#)

[第11節 品質評価 \(第457条\)](#)

[第12節 成果等の整理 \(第458条・第459条\)](#)

第5章 その他の応用測量

[第1節 要旨 \(第460条\)](#)

[第2節 作業計画 \(第461条\)](#)

<p>第3節 作業方法 (第621条) 第4節 作業内容 (第622条) 第5節 品質評価 (第623条) 第6節 成果等の整理 (第624条・第625条)</p> <p>附則 付録1 測量機器検定基準 付録2 公共測量における測量機器の現場試験の基準 付録3 測量成果検定基準 付録4 標準様式 付録5 永久標識の規格及び埋設方法 付録6 計算式集 付録7 公共測量標準図式 付録8 多言語表記による図式 別表1 測量機器級別性能分類表</p>	<p>第3節 作業方法 (第462条) 第4節 作業内容 (第463条) 第5節 品質評価 (第464条) 第6節 成果等の整理 (第465条・第466条)</p> <p>附則 付録1 測量機器検定基準 付録2 公共測量における測量機器の現場試験の基準 付録3 測量成果検定基準 付録4 標準様式 付録5 永久標識の規格及び埋設方法 付録6 計算式集 付録7 公共測量標準図式 付録8 多言語表記による図式 別表1 測量機器級別性能分類表</p>	
<p>第1編 総則</p>	<p>第1編 総則</p>	
<p>(目的及び適用範囲) 第1条 この準則は、測量法(昭和24年法律第188号。以下「法」という。)第34条の規定に基づき、公共測量における標準的な作業方法等を定め、その規格を統一するとともに、必要な精度を確保すること等を目的とする。 2 この準則は、公共測量に適用する。</p>	<p>(目的及び適用範囲) 第1条 この準則は、測量法(昭和24年法律第188号。以下「法」という。)第34条の規定に基づき、公共測量における標準的な作業方法等を定め、その規格を統一するとともに、必要な精度を確保すること等を目的とする。 2 この準則は、公共測量に適用する。</p>	
<p>(測量の基準) 第2条 公共測量において、位置は、特別の事情がある場合を除き、平面直角座標系(平成14年国土交通省告示第9号)に規定する世界測地系に従う直角座標及び測量法施行令(昭和24年政令第322号)第2条第2項に規定する日本水準原点を基準とする高さ(以下「標高」という。)により表示する。</p>	<p>(測量の基準) 第2条 公共測量において、位置は、特別の事情がある場合を除き、平面直角座標系(平成14年国土交通省告示第9号)に規定する世界測地系に従う直角座標及び測量法施行令(昭和24年政令第322号)第2条第2項に規定する日本水準原点を基準とする高さ(以下「標高」という。)により表示する。</p>	
<p>(測量法の遵守等) 第3条 測量計画機関(以下「計画機関」という。)及び測量作業機関(以下「作業機関」という。)並びに作業に従事する者(以下「作業員」という。)は、作業の実施に当たり、法を遵守しなければならない。 2 この準則において、使用する用語は、法において使用する用語の例によるものとする。</p>	<p>(測量法の遵守等) 第3条 測量計画機関(以下「計画機関」という。)及び測量作業機関(以下「作業機関」という。)並びに作業に従事する者(以下「作業員」という。)は、作業の実施に当たり、法を遵守しなければならない。 2 この準則において、使用する用語は、法において使用する用語の例によるものとする。</p>	
<p>(関係法令等の遵守等) 第4条 計画機関及び作業機関並びに作業員は、作業の実施に当たり、財産権、労働、安全、交通、土地利用規制、環境保全、個人情報の保護等に関する法令を遵守し、かつ、これらに関する社会的慣行を尊重しなければならない。</p>	<p>(関係法令等の遵守等) 第4条 計画機関及び作業機関並びに作業員は、作業の実施に当たり、財産権、労働、安全、交通、土地利用規制、環境保全、個人情報の保護等に関する法令を遵守し、かつ、これらに関する社会的慣行を尊重しなければならない。</p>	
<p>(測量の計画) 第5条 計画機関は、公共測量を実施しようとするときは、目的、地域、作業量、期間、精度、方法等について適切な計画を策定しなければならない。 2 計画機関は、前項の計画の立案に当たり、当該作業地域における基本測量及び公共測量の実施状況について調査し、利用できる測量成果、測量記録及びその他必要な資料(以下「測量成果等」という。)の活用を図ることにより、測量の重複を避けるよう努めなければならない。 3 計画機関は、得ようとする測量成果の種類、内容、構造、品質等を示す仕様書(以下「製品仕様書」という。)を定めなければならない。 一 製品仕様書は、「地理情報標準プロファイル Japan Profile for Geographic Information Standards (JPGIS)」(以下「JPGIS」という。)に準拠するものとする。 二 製品仕様書による品質評価の位置正確度等については、この準則の各作業工程を適用するものとする。ただし、この準則における各作業工程を適用しない場合は、JPGISによる品質評価を標準とする。</p>	<p>(測量の計画) 第5条 計画機関は、公共測量を実施しようとするときは、目的、地域、作業量、期間、精度、方法等について適切な計画を策定しなければならない。 2 計画機関は、前項の計画の立案に当たり、当該作業地域における基本測量及び公共測量の実施状況について調査し、利用できる測量成果、測量記録及びその他必要な資料(以下「測量成果等」という。)の活用を図ることにより、測量の重複を避けるよう努めなければならない。 3 計画機関は、得ようとする測量成果の種類、内容、構造、品質等を示す仕様書(以下「製品仕様書」という。)を定めなければならない。 一 製品仕様書は、「地理情報標準プロファイル Japan Profile for Geographic Information Standards (JPGIS)」(以下「JPGIS」という。)に準拠するものとする。 二 製品仕様書による品質評価の位置正確度等については、この準則の各作業工程を適用するものとする。ただし、この準則における各作業工程を適用しない場合は、JPGISによる品質評価を標準とする<u>ものとする</u>。</p>	<p>表現の変更</p>
<p>(測量法に基づく手続) 第6条 計画機関は、法第39条において読み替えて準用する法第14条第1項、同条第2項(実施の公示)、法第21条(永久標識及び一時標識に関する通知)及び法第26条(測量標の使用)並びに法第30条第1項(測量成果の使用)、法第36条(計画書についての助言)、法第37条(公共測量の表示等)及び法第40条第1項(測量成果の提出)等の規定による手続を適切に行わなければならない。</p>	<p>(測量法に基づく手続) 第6条 計画機関は、法第39条において読み替えて準用する法第14条第1項、同条第2項(実施の公示)、法第21条(永久標識及び一時標識に関する通知)及び法第26条(測量標の使用)並びに法第30条第1項(測量成果の使用)、法第36条(計画書についての助言)、法第37条(公共測量の表示等)及び法第40条第1項(測量成果の提出)等の規定による手続を適切に行わなければならない。</p>	
<p>(測量業者以外の者への発注の禁止) 第7条 計画機関は、法第10条の3に規定する測量業者以外の者に、この準則を適用して行う測量を請け負わせて</p>	<p>(測量業者以外の者への発注の禁止) 第7条 計画機関は、法第10条の3に規定する測量業者以外の者に、この準則を適用して行う測量を請け負わせて</p>	

はならない。	はならない。	
<p>(基盤地図情報) 第 8 条 この準則において「基盤地図情報」とは、地理空間情報活用推進基本法（平成 1 9 年法律第 6 3 号。以下「基本法」という。）第 2 条第 3 項の基盤地図情報に係る項目及び基盤地図情報が満たすべき基準に関する省令（平成 1 9 年国土交通省令第 7 8 号。以下「項目及び基準に関する省令」という。）の規定を満たす位置情報をいう。 2 計画機関は、測量成果である基盤地図情報の整備及び活用に努めるものとする。</p>	<p>(基盤地図情報) 第 8 条 この準則において「基盤地図情報」とは、地理空間情報活用推進基本法（平成 1 9 年法律第 6 3 号。以下「基本法」という。）第 2 条第 3 項の基盤地図情報に係る項目及び基盤地図情報が満たすべき基準に関する省令（平成 1 9 年国土交通省令第 7 8 号。以下「項目及び基準に関する省令」という。）の規定を満たす位置情報をいう。 2 計画機関は、測量成果である基盤地図情報の整備及び活用に努めるものとする。</p>	
<p>(実施体制) 第 9 条 作業機関は、測量作業を円滑かつ確実に実行するため、適切な実施体制を整えなければならない。 2 作業機関は、作業計画の立案、工程管理及び精度管理を総括する者として、主任技術者を選任しなければならない。 3 前項の主任技術者は、法第 4 9 条の規定に従い登録された測量士であり、かつ、高度な技術と十分な実務経験を有する者でなければならない。 4 作業機関において、技術者として公共測量に従事する者は、法第 4 9 条の規定に従い登録された測量士又は測量士補でなければならない。</p>	<p>(実施体制) 第 9 条 作業機関は、測量作業を円滑かつ確実に実行するため、適切な実施体制を整えなければならない。 2 作業機関は、作業計画の立案、工程管理及び精度管理を総括する者として、主任技術者を選任しなければならない。 3 前項の主任技術者は、法第 4 9 条の規定に従い登録された測量士であり、かつ、高度な技術と十分な実務経験を有する者でなければならない。 4 作業機関において、技術者として公共測量に従事する者は、法第 4 9 条の規定に従い登録された測量士又は測量士補でなければならない。</p>	
<p>(安全の確保) 第 1 0 条 作業機関は、特に現地での測量作業において、作業者の安全の確保について適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>(安全の確保) 第 1 0 条 作業機関は、特に現地での測量作業において、作業者の安全の確保について適切な措置を講じなければならない。</p>	
<p>(作業計画) 第 1 1 条 作業機関は、測量作業着手前に、測量作業の方法、使用する主要な機器、要員、日程等について適切な作業計画を立案し、これを計画機関に提出して、その承認を得なければならない。作業計画を変更しようとするときも同様とする。</p>	<p>(作業計画) 第 1 1 条 作業機関は、測量作業着手前に、測量作業の方法、使用する主要な機器、要員、日程等について適切な作業計画を立案し、これを計画機関に提出して、その承認を得なければならない。作業計画を変更しようとするときも同様とする<u>ものとする</u>。</p>	表現の変更
<p>(工程管理) 第 1 2 条 作業機関は、前条の作業計画に基づき、適切な工程管理を行わなければならない。 2 作業機関は、測量作業の進捗状況を適宜計画機関に報告しなければならない。</p>	<p>(工程管理) 第 1 2 条 作業機関は、前条の作業計画に基づき、適切な工程管理を行わなければならない。 2 作業機関は、測量作業の進捗状況を適宜計画機関に報告しなければならない。</p>	

<p>(精度管理)</p> <p>第13条 作業機関は、測定の正確さを確保するため、適切な精度管理を行い、この結果に基づいて品質評価表及び精度管理表を作成し、これを計画機関に提出しなければならない。</p> <p>2 作業機関は、各<u>工程別作業区分の作業終了後及び適宜作業の途中に</u>、この<u>準則</u>に定める点検を行わなければならない。</p> <p>3 作業機関は、作業の終了後速やかに点検測量を行わなければならない。 点検測量率は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="192 346 736 850"> <thead> <tr> <th>測 量 種 別</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1・2級基準点測量</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>3・4級基準点測量</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td><u>レベル等による水準測量</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td> <u>1～4級水準測量</u></td> <td><u>5%</u></td> </tr> <tr> <td> 簡易水準測量</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td><u>G N S S測量機による水準測量</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td> <u>3級水準測量</u></td> <td><u>10%</u></td> </tr> <tr> <td>地形測量及び写真測量</td> <td>2%</td> </tr> <tr> <td> <u>航空レーザ測量</u></td> <td><u>5%</u></td> </tr> <tr> <td> <u>三次元点群測量</u></td> <td><u>5%</u></td> </tr> <tr> <td>線形決定</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>中心線測量</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>縦断測量</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>横断測量</td> <td>5%</td> </tr> </tbody> </table>	測 量 種 別	率	1・2級基準点測量	10%	3・4級基準点測量	5%	<u>レベル等による水準測量</u>		<u>1～4級水準測量</u>	<u>5%</u>	簡易水準測量	5%	<u>G N S S測量機による水準測量</u>		<u>3級水準測量</u>	<u>10%</u>	地形測量及び写真測量	2%	<u>航空レーザ測量</u>	<u>5%</u>	<u>三次元点群測量</u>	<u>5%</u>	線形決定	5%	中心線測量	5%	縦断測量	5%	横断測量	5%	<p>(精度管理)</p> <p>第13条 作業機関は、測定の正確さを確保するため、適切な精度管理を行い、この結果に基づいて品質評価表及び精度管理表を作成し、これを計画機関に提出しなければならない。</p> <p>2 作業機関は、各<u>工程別作業の終了時その他適宜この規定</u>に定める点検を行わなければならない。</p> <p>3 作業機関は、作業の終了後速やかに点検測量を行わなければならない。 点検測量率は、次表を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="1513 346 1944 840"> <thead> <tr> <th>測 量 種 別</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1・2級基準点測量</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>3・4級基準点測量</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td><u>1～4級水準測量</u></td> <td><u>5%</u></td> </tr> <tr> <td>簡易水準測量</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>地形測量及び写真測量</td> <td>2%</td> </tr> <tr> <td>線形決定</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>中心線測量</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>縦断測量</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>横断測量</td> <td>5%</td> </tr> </tbody> </table>	測 量 種 別	率	1・2級基準点測量	10%	3・4級基準点測量	5%	<u>1～4級水準測量</u>	<u>5%</u>	簡易水準測量	5%	地形測量及び写真測量	2%	線形決定	5%	中心線測量	5%	縦断測量	5%	横断測量	5%	<p>表現の変更</p> <p>追加</p> <p>追加</p> <p>追加追加</p>
測 量 種 別	率																																																			
1・2級基準点測量	10%																																																			
3・4級基準点測量	5%																																																			
<u>レベル等による水準測量</u>																																																				
<u>1～4級水準測量</u>	<u>5%</u>																																																			
簡易水準測量	5%																																																			
<u>G N S S測量機による水準測量</u>																																																				
<u>3級水準測量</u>	<u>10%</u>																																																			
地形測量及び写真測量	2%																																																			
<u>航空レーザ測量</u>	<u>5%</u>																																																			
<u>三次元点群測量</u>	<u>5%</u>																																																			
線形決定	5%																																																			
中心線測量	5%																																																			
縦断測量	5%																																																			
横断測量	5%																																																			
測 量 種 別	率																																																			
1・2級基準点測量	10%																																																			
3・4級基準点測量	5%																																																			
<u>1～4級水準測量</u>	<u>5%</u>																																																			
簡易水準測量	5%																																																			
地形測量及び写真測量	2%																																																			
線形決定	5%																																																			
中心線測量	5%																																																			
縦断測量	5%																																																			
横断測量	5%																																																			
<p>(機器の検定等)</p> <p>第14条 作業機関は、計画機関が指定する機器については、付録1に基づく測定値の正当性を保証する検定を行った機器を使用しなければならない。ただし、1年以内に検定を行った機器（標尺については3年以内）を使用する場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の検定は、測量機器の検定に関する技術及び機器等を有する第三者機関によるものとする。ただし、計画機関が作業機関の機器の検査体制を確認し、妥当と認められた場合には、作業機関は、付録2による国内規格の方式に基づき自ら検査を実施し、その結果を第三者機関による検定に代えることができる。</p> <p>3 作業者は、観測に使用する主要な機器について、作業前及び作業中に適宜点検を行い、必要な調整をしなければならない。</p>	<p>(機器の検定等)</p> <p>第14条 作業機関は、計画機関が指定する機器については、付録1に基づく測定値の正当性を保証する検定を行った機器を使用しなければならない。ただし、1年以内に検定を行った機器（標尺については3年以内）を使用する場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の検定は、測量機器の検定に関する技術及び機器等を有する第三者機関によるものとする。ただし、計画機関が作業機関の機器の検査体制を確認し、妥当と認められた場合には、作業機関は、付録2による国内規格の方式に基づき自ら検査を実施し、その結果を第三者機関による検定に代えることができる。</p> <p>3 作業者は、観測に使用する主要な機器について、作業前及び作業中に適宜点検を行い、必要な調整をしなければならない。</p>																																																			
<p>(測量成果の検定)</p> <p>第15条 作業機関は、基盤地図情報に該当する測量成果等の高精度を要する測量成果又は利用度の高い測量成果で計画機関が指定するものについては、付録3に基づく検定を受けなければならない。</p> <p><u>2 前項の検定は、当該検定に関する技術を有する第三者機関によるものとする。</u></p>	<p>(測量成果の検定)</p> <p>第15条 作業機関は、基盤地図情報に該当する測量成果等の高精度を要する測量成果又は利用度の高い測量成果で計画機関が指定するものについては、付録3に基づく<u>検定に関する技術を有する第三者機関による</u>検定を受けなければならない。</p>	<p>表現の変更</p>																																																		
<p>(測量成果等の提出)</p> <p>第16条 作業機関は、作業が終了したときは、遅滞なく、測量成果等を付録4の様式に基づき整理し、これらを計画機関に提出しなければならない。</p> <p>2 第2編を適用して行う基準点測量（<u>第5編</u>において第2編を適用して行うこととしているものを含む。）において得られる測量成果は、<u>全て</u>基盤地図情報に該当するものとする。</p> <p>3 第3編から<u>第5編まで</u>を適用して行う地形測量及び写真測量、<u>三次元点群測量並びに</u>応用測量において得られる測量成果であって、基盤地図情報に該当するものは、<u>第3編第1.2章</u>の規定を適用するものとする。</p> <p>4 測量成果等は、原則としてあらかじめ計画機関が定める様式に従って電磁的記録媒体で提出するものとする。</p> <p>5 計画機関は、第1項の規定により測量成果等の提出を受けたときは、速やかに当該測量成果等の精度、内容等を検査しなければならない。</p> <p>6 測量成果等において位置を表示するときは、世界測地系によることを表示するものとする。</p>	<p>(測量成果等の提出)</p> <p>第16条 作業機関は、作業が終了したときは、遅滞なく、測量成果等を付録4の様式に基づき整理し、これらを計画機関に提出しなければならない。</p> <p>2 第2編を適用して行う基準点測量（<u>第4編</u>において第2編を適用して行うこととしているものを含む。）において得られる測量成果は、<u>すべて</u>基盤地図情報に該当するものとする。</p> <p>3 第3編及び<u>第4編</u>を適用して行う地形測量及び写真測量<u>及び</u>応用測量において得られる測量成果であって、基盤地図情報に該当するものは、<u>第3編第1.0章</u>の規定を適用するものとする。</p> <p>4 測量成果等は、原則としてあらかじめ計画機関が定める様式に従って電磁的記録媒体で提出するものとする。</p> <p>5 計画機関は、第1項の規定により測量成果等の提出を受けたときは、速やかに当該測量成果等の精度、内容等を検査しなければならない。</p> <p>6 測量成果等において位置を表示するときは、世界測地系によることを表示するものとする。</p>	<p>編番号の整理</p> <p>表現の変更</p> <p>章番号の整理</p>																																																		
<p>(機器等及び作業方法に関する特例)</p> <p>第17条 計画機関は、必要な精度の確保及び作業能率の維持に支障がないと認められる場合には、この準則に定めのない機器及び作業方法を用いることができる。ただし、第5条第3項に基づき、各編にその詳細を定める製品仕様書に係る事項については、この限りでない。</p>	<p>(機器等及び作業方法に関する特例)</p> <p>第17条 計画機関は、必要な精度の確保及び作業能率の維持に支障がないと認められる場合には、この準則に定めのない機器及び作業方法を用いることができる。ただし、第5条第3項に基づき、各編にその詳細を定める製品仕様書に係る事項については、この限りでない。</p>																																																			

<p>2 計画機関は、この準則に定めのない新しい測量技術を使用する場合には、使用する資料、機器、測量方法等により精度が確保できることを作業機関等からの検証結果等に基づき確認するとともに、確認に当たっては、あらかじめ国土地理院の長の意見を求めるものとする。</p> <p>3 国土地理院が新しい測量技術による測量方法に関するマニュアルを定めた場合は、当該マニュアルを前項の確認のための資料として使用することができる。</p>	<p>2 計画機関は、この準則に定めのない新しい測量技術を使用する場合には、使用する資料、機器、測量方法等により精度が確保できることを作業機関等からの検証結果等に基づき確認するとともに、確認に当たっては、あらかじめ国土地理院の長の意見を求めるものとする。</p> <p>3 国土地理院が新しい測量技術による測量方法に関するマニュアルを定めた場合は、当該マニュアルを前項の確認のための資料として使用することができる。</p>
---	---